

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170 ☎ 981-1111
<毎月 5・15・25日発行>

◎休日の診療テレホンセンター
☎ 982-5183
◎休日の歯科診療
☎ 946-0003
◎胃の検診は一年を通して実施しています。
詳細は保健係内2531へ。



心身障害者に仕事の発注を

区では、4月開設を目指し、心身障害者福祉作業所（目白5の18番地）を建設中です。この施設は、心身に障害を持つ方が、社会参加と自立をめざして軽易な作業を行う定員60名の通所施設です。

建物は、鉄筋コンクリート造で、作業室（40平方メートル）は1階にあります。また、搬出入のため

の運搬車、資材庫も用意してあります。

区内の各企業に、障害者の方に適した仕事の発注を希望しています。

希望する作業内容は、玩具の組立、紙器加工、箱詰、部品組立、製本、封入、包装等です。

本施設の趣旨をご理解のうえ、ご協力を願っています。

お問い合わせは、厚生部心身障害者福祉施設開設準備室内2691へどうぞ。

広報 しま

福祉手当・児童扶養手当等が外国人の方にも支給されます

福祉手当

◇支給要件
(1) 障害の程度が、次の一つに該当すること。

△視力障害：①両眼の視力の和が0.02以下のもの
△聴力障害：①両耳の聴力が、補聴器を用いても音声を識別できない以上に及ぶもの

△肢体不自由：①両上肢の機能の全廢したもの
△精神障害：身体の機能の病状または精神障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの

△重複障害：身体の機能の病状または精神障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする状態のもの

△社会福祉施設に入所していないこと。

△各種障害年金を受けていないこと。

△前々年（8月からは前年）の所得が次表の限度額以下であること。

所得限度額	
扶養親族の数	障害者本人扶養義務者
0人	1,660,000円 5,733,000円
1人	1,950,000円 5,982,000円
2人	2,240,000円 6,195,000円
3人	2,530,000円 6,408,000円
4人	2,820,000円 6,621,000円

1月1日から、日本国籍を有しない方でも、それぞれの支給要件に該当する場合は、福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当（いずれも国の制度）が支給されるようになりました。ただし、観光や興行を目的とする等、在留期間が短く、実質的な家庭・社会生活を営んでいたと認められない方や、外国人登録法による登録を行っていない方は対象となりません。手当は、申請された月の翌月分から支給されることになりますので、お早めに申請してください。

生活活動が極度に制限される状態にあるもの

△疾病：長期にわたり安静を必要とする病状で、常時の介護が必要なもの（シモンズ病、シーハン症候群、アジソン病、重度糖尿病、慢性脳炎、重症筋無力症等）

△精神障害、精神薄弱：日常の生活において常時介護を必要とする状態のもの

△重度障害：身体の機能の病状または精神障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする状態のもの

△重複障害：身体の機能の病状または精神障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする状態のもの

△精神障害：身体の機能の病状または精神障害が重複し、日常生活において常時介護を必要とする状態のもの

△社会福祉施設に入所していないこと。

△各種障害年金を受けていないこと。

△前々年（8月からは前年）の所得が次表の限度額以下であること。

児童扶養手当等

【児童扶養手当】

次のいずれかの状態にある18歳（中度以上の障害のある場合は20歳）未満の児童を扶養している母または養育者（児童と同居し、監護・生計維持をしていること）に支給されます。

父が死亡した児童
父が生死不明である児童
父が離婚した児童
父に1年以上遺棄されている児童
母が婚姻によらないで懐胎して、父がいない児童（認知されている父もしくは母、または養育者（障害児と同居し、監護・生計維持をしていること）に支給されます。

父が法令により1年以上拘禁されている児童

父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

し、父がいらない児童（認知され

【児童手当】

18歳未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の児童のうち、義務教育終了前の児童を対象に支給されます。

従来、外國人の方に対しては、児童手当が適用されますので、

当（豊島区の制度）が支給されて

いましたが、今回の法律改正によ

り児童手当が適用されますので、

児童手当が同じ特別手

の限度額以下であること。

がって、新たに届出が必要となりますので、ご注意ください。

【支給要件】

請求者の前年の所得が左上表

の限度額以下であること。

ますので、ご注意ください。

豊島区では、本年10月1日に迎年写真・資料展を開く準備も進めています。

この写真集は、豊島区の昭和史を主体に、明治・大正期のめずらしい写真も掲載しながら、世相、風俗など、区民の日常生活を撮ったものなら何でも結構です。カラーフotoも掲載する予定です。

また、あわせて『区制施行50周年』（仮題）を発行する予定です。

豊島区では、本年10月1日に迎年写真・資料展を開く準備も進めています。

そこで、この写真集及び写真・資料展に掲載あるいは展示する記録写真や資料を集めています。

写真は、衣食住、風景、行事、行政、区民生活、街の移り変わりなどをみてもらおうというもので、アルバムに貼つてある嬉しい写真をぜひお貸しください。



◇連絡先・問い合わせ
広報課広報係内2133へ。

所得限度額				
扶養親族の数	児童手当	児童扶養手当	特別扶養手当	児童扶養手当
0人	1,780,000円	2,228,000円	2,364,000円	5,813,000円
1人	2,070,000円	2,518,000円	2,654,000円	6,062,000円
2人	2,360,000円	2,808,000円	2,944,000円	6,275,000円
3人	2,650,000円	3,098,000円	3,234,000円	6,488,000円
4人	2,940,000円	3,388,000円	3,524,000円	6,701,000円
5人	3,230,000円	3,678,000円	3,814,000円	6,914,000円
6人	3,520,000円	3,968,000円	4,104,000円	7,127,000円

備考 1. 扶養親族1人増すごとに加算する金額、各手当（共通）
2. 老人扶養親族1人につき60,000円加算
3. 各限度額には社会保険料等相当額80,000円加算済み

手 当 額	(月額)
児童手当	児童1人 住民税所得割のない人 5,000円 7,000円
児童扶養手当	児童1人 大人 31,200円 36,200円 3人目以降 2,000円加算
特別扶養手当	1級 2級 36,000円 24,000円

